

2023年9月

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当行は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当行に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当行の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

なお、仕入税額控除の具体的な要件につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当行の適格請求書発行事業者登録番号
株式会社池田泉州銀行 : T8120001144082

当行のインボイス制度の対応方法は以下のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

なお、インボイス制度は法人及び個人事業主のお客さま（消費税の課税事業者のお客さま）を対象としたものであり、個人のお客さま（一般消費者のお客さま）は対象外となります。

1. 当行がお客さまに対して発行するインボイスについて

(1) 営業店窓口においてお支払いいただく手数料

2023年10月1日以降のお取引より、インボイスの要件を満たした領収書を発行いたします。

(2) お客さまの預金口座からのお引落としによりお支払いいただく手数料

2023年10月お取引分（2023年11月発行）より、お引落としに関するご通知をインボイスの要件を満たした様式に改定いたします。

口座振替手数料等、一部の手数料につきましては、上記ご通知に記載されませんので、別途インボイスの要件を満たした書面を交付いたします。

(3) その他当行からの請求書に基づきお支払いいただく手数料

2023年10月1日以降のお取引より、インボイスの要件を満たした請求書を発行いたします。

(4) A T Mおよび自動両替機においてお支払いいただく手数料

A T Mおよび自動両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付が不要となる「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当します。そのため、取引の際にお渡しする「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式への改訂は行いませんので、ご了承ください。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

2 . ご留意事項

個人インターネットバンキングにつきましては、個人のお客さまを対象とした商品であるため、インボイスの発行はいたしません。なお、インボイスの発行を必要とされる事業者のお客さまにおかれましては、個人インターネットバンキングから、事業者さま向けのインターネット E B に切り替えいただきますようご案内申し上げます。

インボイスの再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

その他ご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上